告 示

埼玉県告示第千四百五十三号

定による意見の概要につい の とおり縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) ζ 同条第三項の規定により公告し、 第 八条第一 及び当該意見を次 項及び第二項 の規

平成二十三年十二月十三日

埼玉県知事 上田 清司

一意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)カインズホーム寄居桜沢店

埼玉県大里郡寄居 町大字桜沢字南二千九百七十番 地

大規模小売店舗立地法第八条第一項の 規定による市町 村 の意見の概要

浄化槽及びキュービクル設置場所について

的な苦情発生の恐れがあることから、 浄化槽及びキュ ı ビク ルの設置位置はどちらも住宅に近接して その未然防止として、 住宅のない お ij 位置 将来

への移動や更なる防音対策について考慮願いたい。

(理由)

・ 浄化槽について

の機能不良等により、 悪臭が発生する場合が あり、 住宅から の 距

がないと苦情につながる恐れがある。

大きくなる傾向 d 浄化槽 В を下回っ のブロア て が ١١ <u>;</u>ある。 . る。 につ ١J ては かし、 計算上、 ブロアにつ 夜間は四十四dBで環境基準の ١J ては 2経年的 な作動 によ IJ)騒音が 四十 五

度の り環境基準内の騒音であればよいが、 とから、 こ 変動は十分考えられ、 のため今まで騒音の発生源が無かっ 近隣住民は音に関して強く抵抗感を感じる場合があり、 苦情につながる可能性がある。 ブロアの劣化 た場所に 音源が新 や不調に しく ょ ij 、設置さ 将来にわた ħ d B 程 るこ

に するなどの対策を講じら こ のため浄化槽自体の位置の移動又はブロアの ħ た ſΪ カ バー を当初から防音仕

・ キュービクルについて

ュ ビクルに うり ては低周波騒音等の原因にもなるた め 低周波騒音対

策や設置位置の入念な検討をお願いしたい。

・ 振動対策について

の λ 等に 伴 ĺ١ 貨物自動車等が 町道を通行することにより交通振 動

情が発生するおそれがあることから、振動対策として道路組成等に応じた車

両の大きさや重量制限、速度制限等の社内基準等を検討されたい。

一縦覧期間

平成二十三年十二月十三日から平成二十四年一月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター